

大阪府とMRT株式会社との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とMRT株式会社（以下「乙」という。）とは、新型コロナウイルス感染症対策における医療従事者の確保支援関連等で連携を図るにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新型コロナウイルス感染症対策において、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、医療従事者の確保支援等に取り組むことで、急激な新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療提供体制や救急医療等の地域の医療機能を確保することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1） 医療従事者の確保支援に関すること
- （2） 医療従事者の感染防止の啓発に関すること
- （3） その他前条の目的に資する事業に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、締結日より令和3年3月31日までとする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を解除する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（公表の事前協議）

第5条 本協定締結後、甲及び乙が、本協定に関する公表を行う場合には、公表内容について相手方と事前協議を行い、承諾を得るものとする。

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除しその旨公表することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない。)との関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

令和2年7月14日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府知事

吉村 洋文

Ⓜ

乙 東京都渋谷区神南一丁目18番2号フレーム神南坂3階

MRT株式会社

代表取締役社長

小川 智也

Ⓜ